perplexity

防衛特許「非公開」運用の衝撃

経済安全保障推進法に基づく補償制度の構造的課題と、制度を機能させる5つの解決策

経営層・知財/法務部門・R&D責任者・投資家・政策立案者向けブリーフィング資料

エグゼクティブサマリー：本資料の結論

現状 - Situation

保全指定「0件」

2024年5月の特許出願非公開制度開始から約10カ月。保全審査90件に対し、指定は0件。制度が極めめて慎重に運用されている一方、機能不全の懸念も浮上。

課題 - Complication

補償基準の不在

「市場に出ていない技術の適正価格をどう決めるか」という難題。米国等でも補償前例はなく、会計・資金調達（スタートアップ等）への悪影響が危惧される。

解決策 - Resolution

5つの提言

制度を真に機能させるため、定型的・個別的算定の分離、スタートアップ特別措置、会計基準の整備など、補償フレームワークの確立を提言。

特許出願非公開制度の骨格（2段階審査プロセス）

第一次審査（特許庁）

スクリーニング。国際特許分類に基づく25の特定技術分野（次世代半導体、量子コンピュータ、極超音速技術、AI自動自律制御など）を選別。

第二次審査（内閣府）

保全審査。安全保障上の機微性を判断し、保全指定の要否を決定。

保全指定時の5つの重い制約

1. 出願取り下げの禁止
2. 発明実施の許可制
3. 発明内容の開示禁止
4. 外国出願の禁止
5. 情報の適正管理義務

運用10カ月の衝撃的なトラックレコード

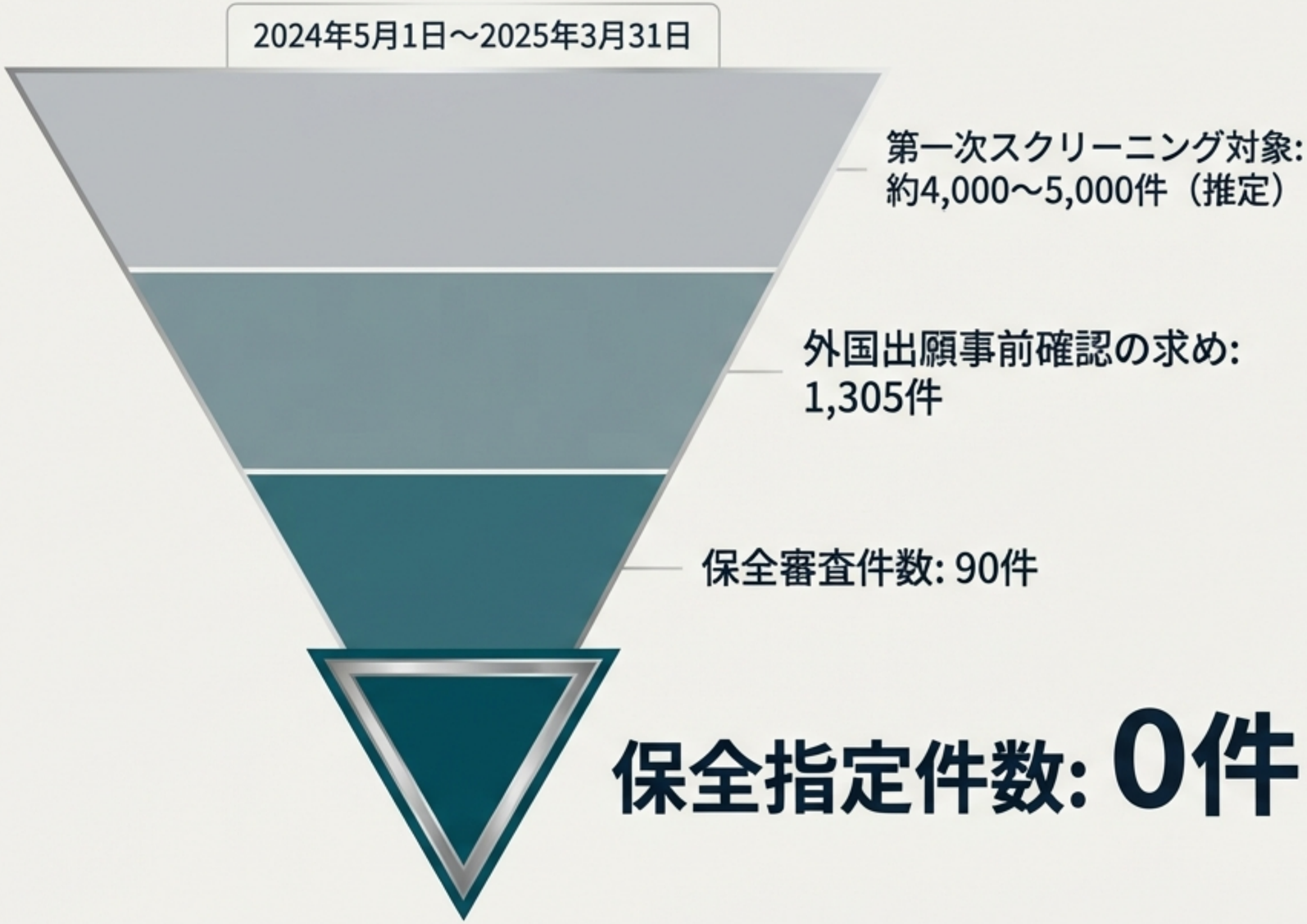

保全指定0件が示す「制度的ジレンマ」

有識者会議（2026/1/30）は「着実な実施」と評価。しかし、以下の解釈も成立する。

① 真に機微な発明がなかった（楽観的）

② イノベーションへの影響を重視し慎重に運用（設計通り）

③ 補償制度の未整備が指定のハードルを上げている（構造的ボトルネック）

最大のボトルネック：「未市場投入技術」の価値算定

法律上の補償範囲＝「通常生ずべき損失」（開発費、逸失利益、ライセンス料等）。
しかし、具体的な算定ガイドラインは未公表。

通常の特許侵害訴訟

既に市場に出ている製品の売上データや
ライセンス実績を参照可能。
客観的な損害額の算定が容易。

本制度の保全指定技術

市場投入そのものが禁じられるため、
参照すべき実績データが存在しない。

PwC調査より: 市場に出ていない製品の予測・推測ではない売上や、営業できなかったことの「明確な因果関係」の証明は現実的に極めて困難。

因果関係の立証責任：米国判例が示す「希望」の限界

米国では損害と秘密保持命令の因果関係の立証責任は申請者側にある。
提起された補償訴訟はすべて棄却されている。

	Constant v. U.S.	【棄却】「実際の損害」を証明できず。外国特許出願の単なる遅延は損害を構成しない。
	Linic v. U.S.	【棄却】命令がなければ販売していたという「推論」だけでは損害証明に不十分。
	Weiss v. U.S.	【棄却】実際の顧客を示す証拠なし。プレスリリース等は価値の「希望」を確認したに過ぎない。

日本でも「実際に損失を受けたこと」が前提。市場に出ていない段階で「得られるはずだった利益」を客観証明することは事実上不可能に近い。

構造的ギャップ：諸外国に「補償前例」が存在しない理由

米国	英国	ドイツ
・年間45〜125件指定 ・補償認容例なし ・対象の**92%が軍関係**	・年間40〜66件指定 ・補償実施公表なし ・対象の**約98%が防衛産業**	・年間0〜4件指定 ・補償実施公表なし ・対象の**約半数が防衛産業**

日本の特異性とギャップ

各国の実態

指定対象が政府調達を前提とした**「防衛産業」**に偏っており、民間補償問題が顕在化しにくい。

日本の特異性

民生用技術・デュアルユース技術の指定も広く想定。海外事例がそのま参考にならず、**独自の補償フレームワーク設計が必須。**

予見可能性の欠如がもたらすビジネスへの甚大な副作用

スタートアップへの致命的影響

- コア技術が保全指定された場合、VC等投資家へのアピール材料を喪失。
- 不透明な国の補償金では、VCが期待する「将来の爆発的利益」をカバーできず、資金調達が困難に。

会計処理・税務の不確実性

- 非公開特許は無形固定資産としての流動性が極めて低下。
- 監査法人の間でも、非公開特許の資産評価や減価償却の手法について議論が収束せず、実務に混乱。

企業戦略の歪み（出願回避リスク）

- 補償の不透明さが企業の特許出願意欲を削ぐ。
- 結果として、技術を特許化せず「ノウハウ（営業秘密）」として秘匿するブラックボックス化を助長する恐れ。

解決策：制度を機能させる5つのアクションプラン

補償基準の不透明さというボトルネックを解消し、「盾（技術保全）」と「矛（適切な補償）」を両立させるための具体的提言。

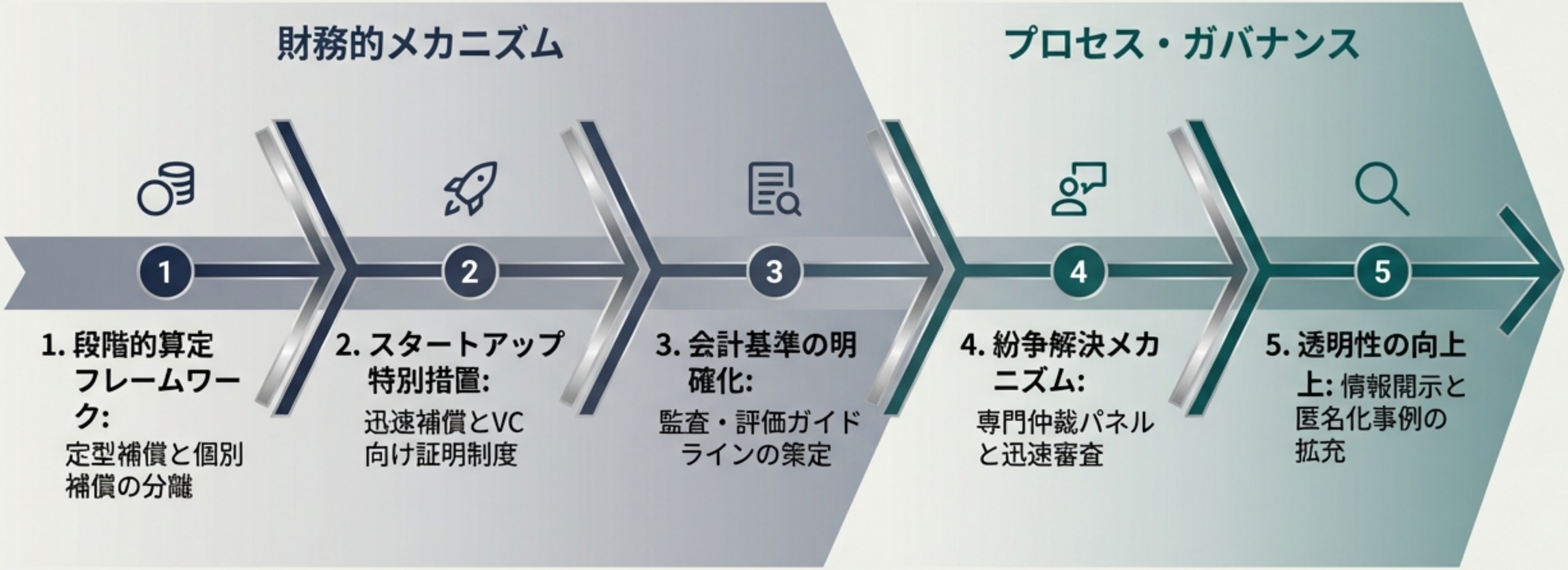

提言1：段階的・定型的な補償算定フレームワークの構築

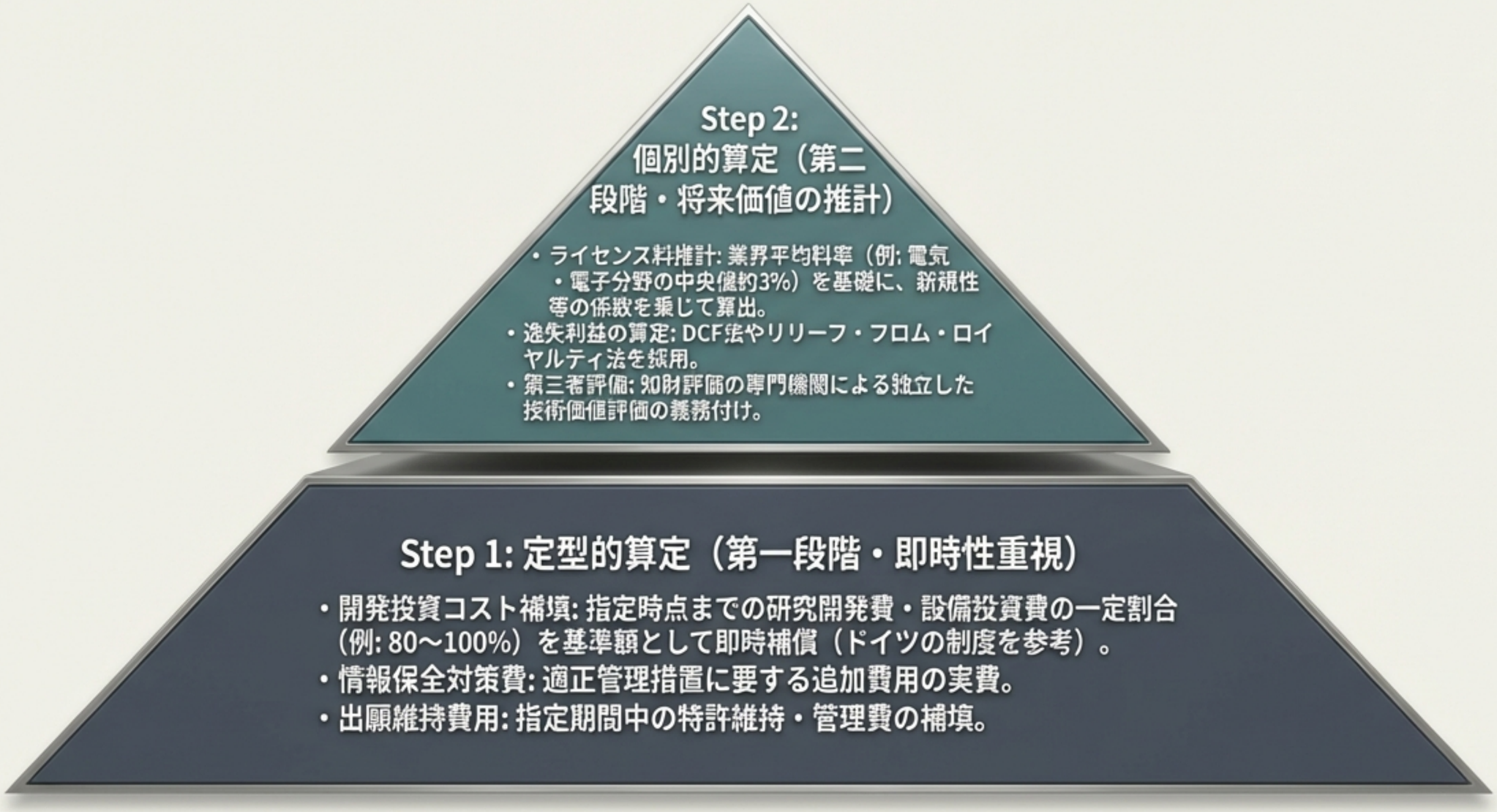

提言2&3：スタートアップ保護網と会計基準の整備

提言2: スタートアップ向け特別措置

- **迅速補償制度:** 保全指定から30日以内に暫定補償金を支払い、後日精算するキャッシュフロー維持策。
- **VC向け証明書制度:** 指定事実を公的文書化し、技術価値を投資家へ間接証明。
- **代替技術開発支援:** 代替の民生用技術開発に対する研究助成金の交付。
- **税務優遇:** 指定期間中の特許関連費用の特別損金算入。

提言3: 会計基準の明確化

JICPA（日本公認会計士協会）及びASBJ（企業会計基準委員会）との連携。

- **評価ガイドライン:** 流動性ディスカウントの適用範囲、補償金受領見込みに基づく資産評価の調整。
- **IFRS対応:** 国際基準適用企業における無形資産の減損テスト基準の確立。

提言4&5：紛争解決メカニズムの設置と運用透明性の向上

提言4: 独立した紛争解決メカニズム

国と企業の補償額交渉が長期化するリスクへの対処。

- **専門仲裁機関:** 知財評価と安全保障の双方に精通した専門家パネルを設置。
- **迅速審査手続き（ファストトラック）:** 仲裁申立てから「6カ月以内」に裁定を下すタイムラインの確約。
- **補償額ガイダンス:** 技術分野・企業規模別の補償額目安を事前公表し、予見可能性を担保。

提言5: 制度運用の透明性向上

- **年次報告書の充実:** 単なる件数だけでなく、技術分野別の内訳、審査期間分布、補償金支払い実績の公表。
- **匿名化事例集:** 補償算定の具体的ロジックを示す事例を公表。
- **事前相談窓口:** 指定前の段階から補償見通しを協議できる、指定前の段階から補償見通しを協議できる企業向け相談窓口の強化。

結論：「盾」を機能させるための「矛」の整備

- 特許出願非公開制度は、「技術流出防止（安全保障）」と「技術革新（経済成長）」の両立を図る極めて野心的な試みである。

- しかし、実質的に補償がなされない秘密保持命令は、イノベーションを阻害する（米国の教訓）。

- 保全指定「0件」の膠着状態を打破し、制度を本来の目的通りに機能させるためには、定型的な補償算定フレームワークの法令レベルでの明確化が急務である。

強固な「盾（非公開）」を構えるためには、鋭い「矛（明確な補償）」が不可欠である。